

議案第35号

鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県債権回収計画等に関する条例（平成25年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（徴収金債権（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権をいう。以下同じ。）を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(債権回収計画の策定等)

第2条 略

(債権の管理により収集した情報の利用等)

第3条 実施機関（鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない

(目的)

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(債権回収計画の策定等)

第2条 略

者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに徴収金債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

2 実施機関は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。